

2 - (4) - 大淀川水域に係る上乘せ排水基準

適用区域：大淀川，横市川及び溝之口川並びにこれに接続する公共用水域

(昭和49年10月11日公布、昭和49年10月11日施行)

区分	業種	項目及び許容限度						適用の日又は適用期間
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質量 (単位1リットルにつきミリグラム)		大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)	
			日間平均	最大	日間平均	最大		
昭和49年10月11日前に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事をしてい	食用アミノ酸製造業	5.8~8.6	30	40	40	60		昭和50年10月1日
	でん粉又は化工でん粉製造業		1,000	1,300	200	250		昭和50年10月1日から昭和51年6月23日まで
	製糸業	5.8~8.6	90	120	70	90		昭和50年10月1日
	と畜場	5.8~8.6	30	40	40	60	1,000	昭和50年10月1日
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの		20	25	30	40	1,000	昭和50年10月1日
	排出水量200立方メートル以上のもの		80	100	90	120		昭和50年10月1日
	排出水量50立方メートル未満のもの	5.8~8.6	120	160	150	200	3,000	昭和50年10月1日
その他のもの	5.8~8.6	120	160	150	200	3,000	昭和50年10月1日	
昭和49年10月11日以後の設置に係る特定事業場	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの		20	25	30	40	1,000	
	排出水量200立方メートル以上のもの		60	80	70	90		
	排出水量50立方メートル未満のもの	5.8~8.6	90	120	100	130	3,000	
	その他のもの		20	25	30	40		
	排出水量1,000立方メートル以上のもの		30	40	40	60	3,000	
排出水量1,000立方メートル未満のもの	5.8~8.6	30	40	40	60	3,000		

備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第3項に規定する特定事業場をいう。

2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。

3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

4 この表に掲げる上乘せ排水基準は、排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については適用しない。

5 この表に掲げる上乘せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際にその施設を設置している者(設置の工事をしてい

る者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事をしてい

る者を含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。

6 この表に掲げる上乘せ排水基準は、排水基準を定める総理府令第2条に規定する検定方法による検出値である。